

令和3年 夏の交通安全県民運動 実施要綱

1 期間

令和3年7月11日（日）～7月20日（火）

2 目的

本運動は、県民一人ひとりに交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけることで、交通事故防止の徹底を図ることを目的とします。

3 運動の進め方

- (1) 県民一人ひとりが交通安全を自らの問題としてとらえ、家庭、職場、学校、地域で丸となって交通安全意識を高め、交通事故防止に努めましょう。
- (2) 関係機関団体は、本運動の重点が、県民一人ひとりに定着するように、相互に連携を図りながら、創意・工夫をして、その効果が運動終了後も持続されるよう効果的な推進に努めましょう。
- (3) 本運動の実施にあたって、今後の新型コロナウイルス感染症等の状況や、これに伴う県民の交通行動の変化等を注視しつつ、県民の命と健康を守ることを第一に、地域の実情に応じた運動に努めましょう。

4 運動の重点

(1) 高齢者と子どもの交通事故防止

交通事故死者数全体の6割を占める高齢者と、次代を担う子どものかけがえのない命を、社会全体で交通事故から守りましょう。

推進事項

ア 運転者は…

- (ア) 暑さにより注意力が散漫となる時期です。
運転中は、運転に集中し、常に危険を予測するとともに、高齢者、子ども、障がい者等の交通弱者に対する思いやりのある運転で交通事故防止に努めましょう。
また、運転前には十分な休息、水分補給により体調を整えましょう。
- (イ) 高齢者の方は、加齢に伴う身体機能の変化等（例えば、認知機能の低下、疾患による視野障害の増加、反射神経の鈍化、筋力の衰え）が自動車の運転に影響を及ぼすおそれがあることを理解し、天候や体調など、その時々に応じた運転を心掛けましょう。
また、70歳以上の運転者は高齢運転者標識（高齢者マーク）の表示に努めるとともに、その他の運転者は高齢者マークを表示している自動車に対する思いやり運転に努めましょう。
- (ウ) 身体機能の変化等により、運転に不安を覚えることがあれば、運転免許証の自主返納についても検討しましょう。
- (エ) 交通事故防止、交通事故発生時の被害軽減のため、衝突時被害軽減ブレーキ、ペダル踏み間違い急発進抑制装置の搭載されたセーフティ・サポートカーS（略

称サポカーS)等への乗り換えや、後付け安全運転支援装置の取り付けについて積極的に検討しましょう。

- (オ) 通学路や未就学児を中心に、子どもが日常的に集団で移動する経路等（以下「通学路等」という。）においては、速度を落とし、歩行者がいないか、しっかり安全確認をしましょう。
- (カ) 「道路への急な飛び出し」など、子どもの行動の特性を理解した運転を心掛けましょう。
- (キ) 自転車利用者は、「自転車安全利用五則」※1を守りましょう。
二人乗り、並進、自転車乗用中の傘差し、スマートフォン・イヤホン使用等が、周囲に及ぼす危険を自覚しましょう。

イ 歩行者は…

- (ア) 信号を守るなど、歩行者も交通ルールを守りましょう。
- (イ) 道路への飛び出しや、走行中の車の直前、直後の横断は絶対にやめましょう。
- (ウ) 暗い時間に外出するときは、反射材を着用しましょう。

ウ 家庭等で…

- (ア) 身近で起きた交通事故について話し合うなど、交通行動を見つめ直す機会とし、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけましょう。
- (イ) 年齢とともに身体機能は変化をします。交通事故を起こす前に、運転免許証の自主返納や返納後の移動手段等について家族等と話し合ひましょう。
- (ウ) サポカーへの乗り換えや、後付け安全運転支援装置の取り付けについて家族等と話し合ひましょう。
- (エ) 子どもの通学路や行動範囲を子ども目線で一緒に確認し、危険な場所の把握に努めるとともに、安全な通行方法について指導しましょう。
- (オ) 保護者等は子どもを自転車に乗車させる際は、正しくヘルメットをかぶらせましょう。
- (カ) 特に子どもに対し、交通ルールを教えるときは、具体的な危険性を交えて指導しましょう。

エ 職場・学校等で…

- (ア) 通学路等を通行する場合や、運転中に子ども・高齢者・障がい者等を見かけたら速度を控え、保護意識を持った運転をするよう繰り返し指導しましょう。
- (イ) 「ヒヤリハット体験」の共有などを通じ、交通安全意識の高揚を図りましょう。

※1

自転車安全利用五則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間は、ライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用

(2) 横断歩道における歩行者優先の徹底

横断歩道での歩行者優先は「マナー」ではなく、法律に定められた「ルール」※2です。

ドライバーは、横断歩道における歩行者優先を徹底しましょう。

推進事項

ア 運転者は…

- (ア) 「横断歩道あり」の道路標識や道路標示を見落とさないようにしましょう。
- (イ) 横断歩道付近に歩行者がいる場合には、すぐに止まれるように、まず減速しましょう。
そして、歩行者が横断歩道を横断するときは、手前で必ず停止し、歩行者を安全に横断させましょう。
- (ウ) 「みんなが止まらないから…」ではなく、「自分が止まればみんなも止まる」の気持ちで歩行者を交通事故から守りましょう。

イ 歩行者は…

- (ア) 近くに横断歩道があるときは必ず横断歩道を渡りましょう。
- (イ) 横断する前には必ず左右の安全確認をし、安全を確かめてから横断しましょう。
- (ウ) 道路を走って横断するのは、転倒するおそれがあり危険です。慌てずに、安全を確かめながら横断しましょう。
- (エ) 歩行者に気付かないドライバーもいます。
自分の安全を守るため、横断するときに、手を上げたり、ドライバーに対して顔を向け、自分の存在や渡る意思を示すことも大切です。

ウ 家庭等で…

- (ア) 家族等を交えて交通安全について話し合い、普段の自身の運転や交通行動を見つめ直す機会にしましょう。
- (イ) 将来、運転免許証を取得する子どもに対し、正しい横断歩道の渡り方や横断歩道での交通ルールを教えましょう。

エ 職場・学校等で…

- (ア) あらゆる機会を通じ、横断歩道での歩行者優先が道路交通法で規定するルールであることを周知しましょう。
- (イ) 「まもってくれてありがとう運動」※3を推進しましょう。
- (ウ) 参加・体験・実践型の交通安全教育を実施し、正しい横断方法の習得に努めましょう。

※2

違反名	車種別	違反点数	反則金
横断歩行者等妨害等違反	原付車	2点	6,000円
	二輪車		7,000円
	普通車		9,000円
	大型車		12,000円

※3

「まもってくれてありがとう運動」とは・・・

児童等が横断歩道を横断する際や横断後に、停止してくれた運転者に対して「ありがとう」と伝えたり、会釈したりしてお礼の気持ちを表し、横断歩道が人優先であることを学び、横断歩道でのルールとマナーについて自然に理解できる取組です。

また、運転者にも「止まらなければ」という気持ち（歩行者保護の気持ち）を起こさせ、安全運転意識の高揚と交通事故の減少を図ることを目的としています。

(3) シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

シートベルトは交通事故から命を守る命綱です。

命を守り、そして、被害を軽減させるためにも、車に乗ったら全ての座席でシートベルトを正しく着用しましょう。

また、6歳未満の幼児を乗車させる際はチャイルドシート等を使用しましょう。

推進事項

ア 運転者等は…

(ア) 後部座席を含めた全ての座席においてシートベルトを正しく着用し、事故の衝撃や車外放出の危険から自分の命を守りましょう。

(イ) 幼児を同乗させるときは、国の安全基準に適合し、体格にあったチャイルドシート等を正しく使用しましょう。

イ 同乗者は…

車に乗ったら、自らシートベルトを着用しましょう。

ウ 家庭等で…

シートベルト非着用であったため、家族など身近な人を失った交通事故も発生しています。

あらゆる機会をとらえ、全ての座席でシートベルトとチャイルドシート着用の必要性と着用効果について話し合い、意識の高揚に努めましょう。

エ 職場・学校等で…

(ア) 従業員の出勤時のシートベルト着用チェックを行うなど、職場総ぐるみで着用の徹底を図りましょう。

(イ) 高速乗合バス、貸切バス及びタクシー等の事業者は、乗客に対するシートベルトの着用の呼び掛けを徹底しましょう。

(ウ) 児童・生徒及び保護者に対し、シートベルトやチャイルドシートの正しい着用の必要性、着用効果を理解させ、車に乗車するときは、着用するよう繰り返し指導しましょう。

【参考】令和2年中の自動車乗車中の死者及びシートベルト着用状況

区 分		死者数 (人)	構成率 (%)
交通事故死者 (A)		73	—
自動車乗車中の死者 (B)		23	31.5 B/A
シートベルト着用状況	着用 (C)	10	43.5 C/B
	非着用 (D)	12	52.2 D/B
	不明 (E)	1	4.3 E/B

※非着用者(D)12人のうち10人は、着用していれば助かったと推定されています。

(4) 飲酒運転の根絶

三重県では、「三重県飲酒運転0（ゼロ）をめざす条例」により、飲酒運転違反者に対し、アルコール依存症に関する受診義務を課すなど、飲酒運転の根絶に向けた取組を推進しています。

県民一人ひとりが「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない」という強い自覚を持って社会全体で飲酒運転を根絶させましょう。

推進事項

ア 運転者は…

- (ア) 飲酒運転は犯罪であり、重大な責任を負うことを自覚しましょう。
- (イ) 飲酒することが予想される会合等には、車で出かけないようにしましょう。
その場合は、バス、タクシー、電車等の公共交通機関や運転代行業等を利用しましょう。
- (ウ) 深夜遅くまで飲酒した場合等は、翌朝もアルコールが体内に残っている場合があること（いわゆる「二日酔い」）を自覚しましょう。

イ 家庭等で…

飲酒運転で交通事故等を起こした場合に家庭に及ぼす影響を考えるとともに、飲酒する場への送迎、交通手段等について検討し、「飲酒運転を絶対にさせない環境づくり」に努めましょう。

ウ 職場・学校等で…

- (ア) 社内研修等で、飲酒運転の悪質性や危険性の周知を図り、職場や学校が一体となって「飲酒運転を絶対に許さない環境づくり」を行いましょ。
- (イ) 点呼時にアルコール検知器で呼気検査を行うなど、飲酒運転の未然防止に努めましょう。
- (ウ) 飲酒が予想される会合等を行う際は、参加・帰宅方法を事前に確認するなどして飲酒運転を防止しましょう。
- (エ) 車で来た人にはお酒を出さない、飲ませないようにしましょう。
- (オ) 「ハンドルキーパー運動」※4 を推進しましょう。

※4

「ハンドルキーパー運動」とは・・・

やむを得ず、仲間と自動車で飲食店などへ行く場合、仲間同士や飲食店の協力を得て飲まない人を決め、その人はお酒を飲まず、仲間を安全に自宅まで送る運動です。

○ 飲酒運転の罰則と行政処分

違反種別		罰則	基礎点数
酒酔い運転		5年以下の懲役又は100万円以下の罰金	35点
酒気帯び運転	0.25 mg以上	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金	25点
	0.15 mg～0.25 mg未満	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金	13点

行政処分（※前歴及びその他の累積点数がない場合）

35点…免許取消し（運転免許を受けることができない期間は3年）

25点…免許取消し（運転免許を受けることができない期間は2年）

13点…免許停止（運転免許の停止期間は90日）

○ 飲酒運転の周辺者三罪

〔車両提供罪〕

違反態様別	罰則
運転者が酒酔い運転	5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
運転者が酒気帯び運転	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

〔酒類提供罪・同乗罪〕

違反態様別	罰則
運転者が酒酔い運転	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
運転者が酒気帯び運転	2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

別記

本運動期間中、交通安全意識の一層の高揚を図るため、以下の取組を推進します。

1 交通安全スポット放送

職場・学校等の各施設の館内放送が利用できる場合は、これら設備を活用して、従業員や来客者、生徒など広く県民に広報し、交通安全意識の高揚を図りましょう。

2 「交通安全の日」及び「横断歩道“SOS”の日」の取組

県民の皆さんの交通安全意識を高めるため、毎月11日を「交通安全の日」と定め、交通安全活動を推進するとともに、三重県警察は毎月11日を「横断歩道“SOS”の日」に設定し、横断歩道を通行する車両や歩行者の交通指導、広報啓発活動等を重点的に行うこととしています。

3 「高齢者の交通安全の日」の取組

高齢化社会の進展に伴い、高齢者の交通事故死者数が高い水準で推移していることから、毎月15日を「高齢者の交通安全の日」（S・Sデー（セーフティー・シルバー・デー））とし、高齢者の交通事故防止に向けた街頭活動、広報啓発活動等を行うこととしています。

○ 三重県交通安全県民運動スローガン

思いやる やさしい心で 走る三重 ～気持ち良い 運転マナーの ^{うま} 美し国～

☆ 三重県交通対策協議会推進機関・団体一覧（122 機関・団体）

- 1 三重県
- 2 三重県警察
- 3 三重県教育委員会
- 4 市町
- 5 市町教育委員会
- 6 三重県交通安全協会
- 7 三重県自家用自動車協会
- 8 三重県安全運転管理協議会
- 9 三重県トラック協会
- 10 三重県タクシー協会
- 11 三重県自動車整備振興会
- 12 三重県指定自動車教習所協会
- 13 三重県老人クラブ連合会
- 14 三重県バス協会
- 15 国土交通省中部運輸局三重運輸支局
- 16 国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所
- 17 国土交通省中部地方整備局北勢国道事務所
- 18 国土交通省中部地方整備局紀勢国道事務所
- 19 三重労働局
- 20 軽自動車検査協会三重事務所
- 21 中日本高速道路株式会社桑名保全・サービスセンター
- 22 中日本高速道路株式会社名古屋支社津高速道路事業所
- 23 三重県高速道路交通安全協議会
- 24 自動車事故対策機構三重支所
- 25 自動車安全運転センター三重県事務所
- 26 三重県市長会
- 27 三重県町村会
- 28 三重県自治会連合会
- 29 三重県商工会議所連合会
- 30 三重県石油業協同組合
- 31 三重県農業共済組合連合会
- 32 全国道路標識・標示業協会中部支部三重県協会
- 33 三重県建設業協会
- 34 津銀行協会
- 35 四日市銀行協会
- 36 三重交通株式会社
- 37 三岐鉄道株式会社
- 38 近畿日本鉄道株式会社名古屋統括部運輸部
- 39 近畿日本鉄道株式会社大阪統括部運輸部
- 40 東海旅客鉄道株式会社東海鉄道事業本部

- 4 1 西日本旅客鉄道株式会社亀山鉄道部
- 4 2 日本貨物鉄道株式会社東海支社
- 4 3 伊勢鉄道株式会社
- 4 4 三重県生命保険協会
- 4 5 三重県交通共済協同組合
- 4 6 日本郵便株式会社東海支社
- 4 7 日本たばこ産業株式会社津支店
- 4 8 三重県商工会連合会
- 4 9 三重県食品衛生協会
- 5 0 三重県生活衛生同業組合連合会
- 5 1 三重県木材組合連合会
- 5 2 日本赤十字社三重県支部
- 5 3 三重県医師会
- 5 4 三重県歯科医師会
- 5 5 三重県自転車協同組合
- 5 6 三重県印刷工業組合
- 5 7 日本青年会議所三重ブロック協議会
- 5 8 三重県消防協会
- 5 9 三重県自動車会議所
- 6 0 三重県自動車販売店交通安全対策推進協議会
- 6 1 三重県自動車販売協会
- 6 2 三重県軽自動車協会
- 6 3 日本自動車連盟（J A F）三重支部
- 6 4 三重県中古自動車販売協会
- 6 5 損害保険料率算出機構四日市自賠責損害調査事務所
- 6 6 三重県P T A連合会
- 6 7 三重県高等学校P T A連合会
- 6 8 三重県子ども会連合会
- 6 9 日本ボーイスカウト三重連盟
- 7 0 ガールスカウト日本連盟三重県支部
- 7 1 三重県青年団協議会
- 7 2 三重県地域交通安全活動推進委員協議会
- 7 3 三重県国公立幼稚園・こども園長会
- 7 4 三重県私立保育連盟
- 7 5 三重県小中学校長会
- 7 6 三重県高等学校長会
- 7 7 建設業労働災害防止協会三重県支部
- 7 8 三重県社会基盤整備協会
- 7 9 三重県砂利協同組合連合会
- 8 0 三重県砕石工業組合
- 8 1 三重県社会福祉協議会
- 8 2 三重県母子寡婦福祉連合会

- 8 3 三重県障害者団体連合会
 - 8 4 三重県私学総連合会
 - 8 5 三重県農業協同組合中央会
 - 8 6 三重県信用農業協同組合連合会
 - 8 7 全国農業協同組合連合会三重県本部
 - 8 8 全国共済農業協同組合連合会三重県本部
 - 8 9 三重県厚生農業協同組合連合会
 - 9 0 三重県新生活運動推進協議会
 - 9 1 日本海洋少年団三重県連盟
 - 9 2 三重県建築士会
 - 9 3 三重弁護士会
 - 9 4 三重県人権擁護委員連合会
 - 9 5 三重県交通安全母の会連合会
 - 9 6 三重県観光連盟
 - 9 7 三重県警備業協会
 - 9 8 三重県交通遺児を励ます会
 - 9 9 三重県電気工事業工業組合
 - 1 0 0 三重断酒新生会
 - 1 0 1 三重県小売酒販組合連合会
 - 1 0 2 伊勢新聞社
 - 1 0 3 産経新聞社津支局
 - 1 0 4 中日新聞三重総局
 - 1 0 5 共同通信津支局
 - 1 0 6 時事通信津支局
 - 1 0 7 中部経済新聞三重支社
 - 1 0 8 朝日新聞津総局
 - 1 0 9 毎日新聞津支局
 - 1 1 0 読売新聞津支局
 - 1 1 1 日本経済新聞津支局
 - 1 1 2 日刊工業新聞三重支局
 - 1 1 3 NHK津放送局
 - 1 1 4 CBC三重支社
 - 1 1 5 東海テレビ三重支社
 - 1 1 6 東海ラジオ三重支局
 - 1 1 7 三重テレビ放送
 - 1 1 8 名古屋テレビ（メーテレ）三重支社
 - 1 1 9 中京テレビ三重支局
 - 1 2 0 三重エフエム放送
 - 1 2 1 一般社団法人日本損害保険協会中部支部三重損保会
 - 1 2 2 三重県遊技業協同組合
- (以上 122 推進機関・団体 順不同)